

基本計画書

基本計画																																													
事項	記入欄							備考																																					
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更																																												
フリガナ設置者	ガッコウホジシン オサカイヤクガクイガク 学校法人 大阪医科薬科大学																																												
フリガナ大学の名称	オサカイヤクガクイガク 大阪医科薬科大学 (Osaka Medical and Pharmaceutical University)																																												
大学本部の位置	大阪府高槻市大学町2番7号																																												
大学の目的	豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。 (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材 (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材 (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材																																												
新設学部等の目的	大阪府内の特定の地域・診療科が抱える医師不足の課題を鑑み、卒業後に地域医療に貢献する意志を持った学生を臨時定員（大阪府地域枠生）として受け入れ、育成することにより、医師養成機関としての責任を果たす。																																												
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	今回の医学部医学科の2名の入学定員増員は、令和5年度のみ認められた臨時定員である。令和4年度から令和11年度までの定員数の推移は下記表の通りである。 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(人)</th> <th>入学定員</th> <th>編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和4年度</td><td>112</td><td>-</td><td>672</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>112</td><td>-</td><td>672</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>110</td><td>-</td><td>670</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>110</td><td>-</td><td>668</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>110</td><td>-</td><td>666</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>110</td><td>-</td><td>664</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td>110</td><td>-</td><td>662</td></tr> <tr><td>令和11年度</td><td>110</td><td>-</td><td>660</td></tr> </tbody> </table>	(人)	入学定員	編入学定員	収容定員	令和4年度	112	-	672	令和5年度	112	-	672	令和6年度	110	-	670	令和7年度	110	-	668	令和8年度	110	-	666	令和9年度	110	-	664	令和10年度	110	-	662	令和11年度	110	-	660
	(人)	入学定員	編入学定員	収容定員																																									
	令和4年度	112	-	672																																									
	令和5年度	112	-	672																																									
	令和6年度	110	-	670																																									
令和7年度	110	-	668																																										
令和8年度	110	-	666																																										
令和9年度	110	-	664																																										
令和10年度	110	-	662																																										
令和11年度	110	-	660																																										
医学部医学科	6	112 (110)	-	662 (660)	学士(医学)	令和5年4月 第1年次	大阪府高槻市大学町2番7号																																						
薬学部薬学科	6	294	-	1,764	学士(薬学)	令和3年4月 第1・2・3・4・5・6年次	大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号																																						
薬学部薬科学科 (募集停止中)	4	-	-	-	学士(薬科学)	令和3年4月 第1・2・3・4年次	大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号																																						
看護学部看護学科	4	85	-	340	学士(看護学)	平成22年4月 第1年次	大阪府高槻市八丁西町7番6号																																						
計		491		2,766																																									
同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)	該当なし																																												
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数																																							
		講義	演習	実験・実習	計																																								
		- 科目	- 科目	- 科目	- 科目	- 単位																																							

教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計		助手
新設	医学部		57人 (57人)	38人 (38人)	67人 (67人)	271人 (271人)	433人 (433人)	0人 (0人)	279人 (279人)
	薬学部		31人 (31人)	26人 (26人)	12人 (12人)	16人 (16人)	85人 (85人)	3人 (3人)	35人 (35人)
	看護学部		15人 (15人)	8人 (8人)	4人 (4人)	11人 (11人)	38人 (38人)	0人 (0人)	86人 (86人)
	計		103人 (103人)	72人 (72人)	83人 (83人)	298人 (298人)	556人 (556人)	3人 (3人)	- (-)
既設	なし		()	()	()	()	()	()	()
			()	()	()	()	()	()	()
	計		()	()	()	()	()	()	()
合計			103人 (103人)	72人 (72人)	83人 (83人)	298人 (298人)	556人 (556人)	3人 (3人)	- (-)
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		453人 (453人)		0人 (0人)		453人 (453人)		
	技術職員		1,688人 (1,688人)		1人 (1人)		1,689人 (1,689人)		
	図書館専門職員		8人 (8人)		0人 (0人)		8人 (8人)		
	その他の職員		26人 (26人)		0人 (0人)		26人 (26人)		
計			2,175人 (2,175人)		1人 (1人)		2,176人 (2,176人)		
校地等	区分		専用	共用	共用する他の学校等の専用		計		
	校舎敷地		114,348.65㎡	0㎡	0㎡		114,348.65㎡		
	運動場用地		37,981.91㎡	0㎡	0㎡		37,981.91㎡		
	小計		152,330.56㎡	0㎡	0㎡		152,330.56㎡		
	その他		8,641.61㎡	0㎡	0㎡		8,641.61㎡		
合計			160,972.17㎡	0㎡	0㎡		160,972.17㎡		
校舎			専用	共用	共用する他の学校等の専用		計		
			75,795.15㎡ (75,795.15㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)		75,795.15㎡ (75,795.15㎡)		
教室等	講義室		演習室	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設		
	42室		77室	47室	5室 (補助職員 0人)		1室 (補助職員 0人)		
専任教員研究室			新設学部等の名称		室数				
			大学全体		116室				
図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	
	大学全体		338,484 [151,262] (338,484 [151,262])	15,805 [12,308] (15,805 [12,308])	15,149 [12,478] (15,149 [12,478])	4,296 (4,296)	4,051 (4,051)	8,792 (8,792)	
	計		338,484 [151,262] (338,484 [151,262])	15,805 [12,308] (15,805 [12,308])	15,149 [12,478] (15,149 [12,478])	4,296 (4,296)	4,051 (4,051)	8,792 (8,792)	
図書館			面積		閲覧座席数		収納可能冊数		
			4,554㎡		552		299,105		
体育館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要				
			5,175㎡		テニスコート8面		弓道場2面		
経費の見積り及び維持方法の概要	区分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
	経費の見積り			395千円	395千円	395千円	395千円	395千円	395千円
	共同研究費等			-	-	-	-	-	-
	図書購入費		-	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円
	設備購入費		-	-	-	-	-	-	-
学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		6,485千円	4,985千円	4,985千円	4,985千円	4,985千円	4,985千円		
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、資産運用収入等						

※経費の見積りは、学部単独では算出不能のため、医学部と医学研究科の合算で算出。図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。

大学等の名称	大阪医科薬科大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
既設大学等の状況	医学部医学科	6年	112人	-	672人	学士(医学)	1.00	昭和28年度	大阪府高槻市大学町2番7号
	医学研究科医科学専攻修士課程	2	4	-	8	修士(医科学)	0.87	令和2年度	大阪府高槻市大学町2番7号
	医学研究科医学専攻博士課程	4	50	-	200	博士(医学)	0.66	昭和34年度	大阪府高槻市大学町2番7号
	薬学部薬学科	6	294	-	1,764	学士(薬学)	1.07	令和3年度	大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号
	薬学部薬科学科(募集停止中)	4	-	-	-	学士(薬科学)	-	令和3年度	大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号
	薬学研究科薬学専攻博士課程	4	3	-	12	博士(薬学)	1.24	令和3年度	大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号
	薬学研究科薬科学専攻博士前期課程	2	5	-	10	修士(薬科学)	0.00	令和3年度	大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号
	薬学研究科薬科学専攻博士後期課程	3	2	-	6	博士(薬科学)	1.16	令和3年度	大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号
	看護学部看護学科	4	85	-	340	学士(看護学)	1.04	平成22年度	大阪府高槻市八丁西町7番6号
	看護学研究科看護学専攻博士前期課程	2	8	-	16	修士(看護学)	1.06	平成26年度	大阪府高槻市八丁西町7番6号
	看護学研究科看護学専攻博士後期課程	3	3	-	9	博士(看護学)	1.11	平成26年度	大阪府高槻市八丁西町7番6号
附属施設の概要	<p>名称：大阪医科薬科大学病院 目的：社会のニーズに応える安全で質の高い医療を提供するとともに良識ある人間性豊かな医療人を育成する。 所在地：大阪府高槻市大学町2番7号 設置年月：昭和5年5月15日 規模等：敷地 58,798.34㎡、建物 88,546.44㎡</p> <p>名称：薬用植物園 目的：薬用植物の教育研究及び市民の見学、研究者の交流 所在地：大阪府高槻市奈佐原4丁目20-1 設置年月：平成8年4月 規模等：土地4,995㎡</p>								

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

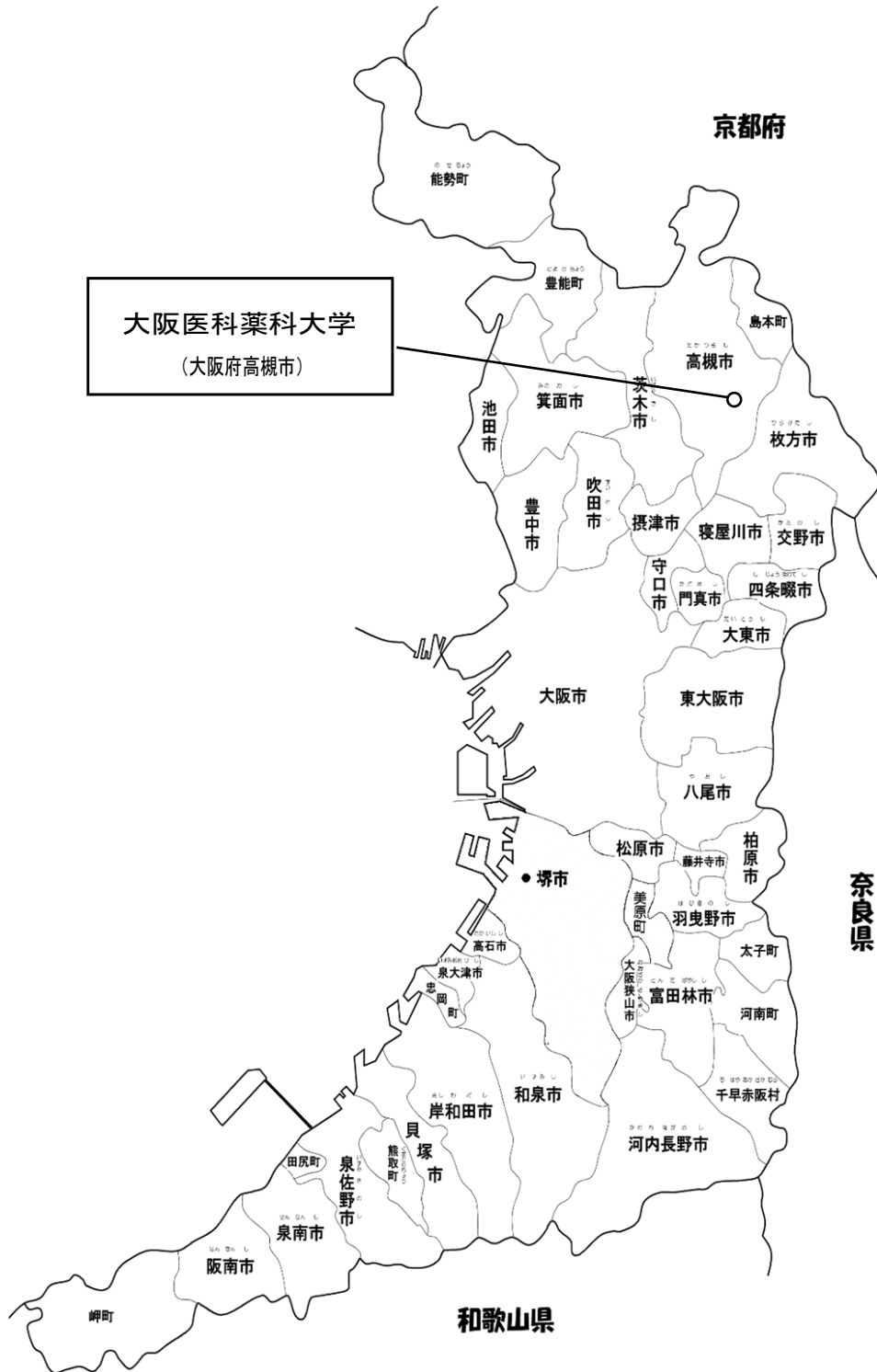
(補足資料)

学校法人 大阪医科薬科大学 収容定員関係学則変更認可申請に関わる組織の移行表

令和4年度	入学定員	編入学定員	収容定員	令和5年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
大阪医科薬科大学				大阪医科薬科大学				
医学部医学科(6年制)	112	-	662	医学部医学科(6年制)	112	-	662	定員の変更 ※正規の入学定員110名に加えて、臨時定員2名を増員する。 前回の認可申請(令和4年度)と同数での申請となる。
薬学部薬学科(6年制)	294	-	1,764	薬学部薬学科(6年制)	294	-	1,764	
薬学部薬科学科(4年制)(募集停止中)	-	-	-	薬学部薬科学科(4年制)(募集停止中)	-	-	-	
看護学部看護学科(4年制)	85	-	340	看護学部看護学科(4年制)	85	-	340	
計	491		2,766	計	491		2,766	
大阪医科薬科大学大学院				大阪医科薬科大学大学院				
医学研究科医科学専攻修士課程(2年制)	4	-	8	医学研究科医科学専攻修士課程(2年制)	4	-	8	
医学研究科医学専攻博士課程(4年制)	50	-	200	医学研究科医学専攻博士課程(4年制)	50	-	200	
薬学研究科薬学専攻博士課程(4年制)	3	-	12	薬学研究科薬学専攻博士課程(4年制)	3	-	12	
薬学研究科薬科学専攻博士前期課程(2年制)	5	-	10	薬学研究科薬科学専攻博士前期課程(2年制)	5	-	10	
薬学研究科薬科学専攻博士後期課程(3年制)	2	-	6	薬学研究科薬科学専攻博士後期課程(3年制)	2	-	6	
看護学研究科看護学専攻博士前期課程(2年制)	8	-	16	看護学研究科看護学専攻博士前期課程(2年制)	8	-	16	
看護学研究科看護学専攻博士後期課程(3年制)	3	-	9	看護学研究科看護学専攻博士後期課程(3年制)	3	-	9	
計	75		261	計	75		261	

校地校舎等の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



JR 東海道本線 (JR 京都線) 「高槻」 駅下車 南口より徒歩 8 分 (約 700m)

阪急京都線 「高槻市」 駅下車 出口①より徒歩 3 分 (約 300m)

(3) 校舎，運動場等の配置図

校地等面積：101,712.64 m²

校舎面積：49,870.17 m²



大阪医科薬科大学 学則

(昭和27年2月20日施行)

第1章 総則

(理念)

第1条 大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

(目的)

第2条 本学は、前条の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材
- (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
- (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材

(自己点検及び評価)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

- 2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

(学部及び大学院)

第4条 本学に、医学部医学科、薬学部薬学科及び看護学部看護学科を置く。

- 2 医学部医学科の入学定員は110名、収容定員は660名とする。
- 3 薬学部薬学科の入学定員は294名、収容定員は1,764名とする。
- 4 看護学部看護学科の入学定員は85名、収容定員は340名とする。

第4条の2 この学則に定めるもののほか、各学部の必要な事項は、本学医学部規程、薬学部規程及び看護学部規程（以下、「学部規程」という。）に定める。

第5条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学大学院学則の定めるところによる。

(修業年限)

第6条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

- 2 薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。
- 3 看護学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第7条 医学部医学科の在学年限は、第1・2学年次、第3・4学年次、第5・6学年次に区分し、各区分において4年を超えることはできず、通算して12年以内とする。

2 薬学部薬学科の在学年限は、第1学年次から第4学年次までは、同一年次に2年を超えて在学することはできず、通算して12年以内とする。ただし、同一年次の在学年数が年度の途中で2年を超えることとなる者については、その年度が終了するまで当該学年に在学することができる。

3 看護学部看護学科の在学年限は、通算8年以内とする。ただし、同一年次に2年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第9条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 学長は、前項に定めるもののほか臨時の休業日を定めることができる。また、教育上必要と認めた場合は、定期休業日であっても授業及び試験を行うことができる。

第2章 入学、再入学及び転入学

(入学等の時期)

第11条 入学、再入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣の指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、18歳に達した者

（入学志願手続）

第13条 入学志願者は、所定の入学願書及び学部規程に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

（合格者の選考）

第14条 入学志願者に対しては試験を行い、その成績により合格者を選考する。

（入学手続及び入学許可）

第15条 前条に定める選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要書類を学長に提出するとともに、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

2 保証人は、両親又はこれに代る成年に達した親族とする。

3 保証人は、学生の在学中に係る一切の事項について、責任を負うものとする。

第16条 学長は、前条に定める入学手続を完了した者に、入学を許可する。

（再入学）

第17条 本学を退学した者又は第30条第4号により除籍された者で、再入学を志願する者については、選考の上、相当の学年次に入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、学部規程に定める。

（転入学）

第17条の2 他の大学の学生で、当該大学長又は学部長の承認を得て転入学を志願する者については、学長が入学を許可することができる。

(転学部)

- 第17条の3** 転学部を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。
- 2 転学部の取扱いについては、別に定める。

第3章 教育課程及び履修等

(教育課程及び履修方法)

- 第18条** 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、学部規程に定める。
- 2 総合的な学力等を判定する試験(統合的な試験)を所定の課程に加えることができる。
 - 3 本学則に定めるもののほか、履修方法の細目については、学部規程に定める。

(単位の計算方法)

- 第19条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義、チュートリアル及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

- 第20条** 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(成績の評価)

- 第21条** 授業科目の成績は、試験その他の評価により行う。
- 2 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。
 - 3 不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。
 - 4 試験及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

- 第21条の2** 前条の評価に対してグレード・ポイント(以下、「GP」という。)を設定し、GPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ(以下、「GPA」という。)を算出する。
- 2 GP及びGPAの取扱いについては、学部規程に定める。

(追試験)

- 第22条** 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けられなかった者については、追試験を行うことがある。
- 2 追試験の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位の認定)

第23条 授業科目の成績の評価を行い、合格とされた学生に対し、所定の単位を与える。

2 前項の単位認定は、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(既修得単位の認定)

第24条 他の大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第1学年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、その学力を確認した上で本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の定めにより認定することができる単位は、合計30単位を限度とする。

3 前2項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(他学部及び他大学等における授業科目等の履修)

第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、本学の他学部及び他の大学等（外国の大学等を含む。）との協議に基づき、学生に当該学部及び当該大学等の授業科目等を履修させることができる。

2 前項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

第4章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休学)

第26条 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として休学することができる。

2 病気その他の理由により修学することが不相当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学に関する取扱いは、学部規程に定める。

(復学)

第27条 休学期間中に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学は、原則として学年又は学期の始めでなければならない。

3 第1項の規定により復学が許可された場合には、休学前の既修得単位及び成績はそのまま認める。

(転学)

第28条 他の大学へ、入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

(退 学)

第29条 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。なお、必要に応じその他書類の提出を求める場合がある。

2 学業成績の不振が一定期間続く学生に対しては、退学を命ずることがある。

(除 籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該教授会の意見を踏まえ、学長が決定し、除籍する。

- (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (2) 在学年限内に所定の単位を修得できないことが明らかな者
- (3) 学部規程に定める休学年限を超えてなお復学できない者
- (4) 第35条に定める学費について、納入期限経過後督促してもなお未納の者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

第5章 進級及び卒業

(進 級)

第31条 当該学年次又は当該学期の所定の課程を修了した者については、当該教授会の議を経て、学部長が単位及び進級を認定し、学長が決定する。

(卒 業)

第32条 第6条に定める修業年限以上在学し、医学部医学科においては学部規程に定める所定の単位を修得し、かつ、総合試験に合格した者には、医学部教授会の議を経て、医学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（医学）の学位を授与する。

2 前項の総合試験に関しては、医学部教授会の議を経て、医学部長が別に定め、学長が決定する。

3 第6条に定める修業年限以上在学し、薬学部薬学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、薬学部教授会の議を経て、薬学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（薬学）の学位を授与する。

4 第6条に定める修業年限以上在学し、看護学部看護学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、看護学部教授会の議を経て、看護学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（看護学）の学位を授与する。

第6章 賞 罰

(褒 章)

第33条 成績優秀操行善良で他の模範であると学長が認めるときは、教授会の議を経て、学生を褒賞することができる。

(懲戒)

第34条 教育上必要があると学長が認めるときは、当該教授会の意見を踏まえ、学生に懲戒を加えることができる。なお、懲戒に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学学生等懲戒規程に定める。

第7章 入学金及び学費

(入学金及び学費)

第35条 入学金及び学費の額は、別表に定める。

- 2 入学金及び学費は、原則として返還しない。
- 3 入学金及び学費は、経済事情の変化によりその金額を変更することがある。
- 4 第1項にかかわらず、入学時特待生制度等適用者の入学金及び学費については、別に定める。
- 5 学費の納入に関する取扱いについては、学部規程に定める。

(休学の場合における学費)

第36条 休学する者は、指定した期限までに学費のうち在籍料を納入しなければならない。ただし、学期途中に復学した者は、当該学費を納入しなければならない。

- 2 在籍料の額は、学部規程に定める。

第8章 研究生

(研究生)

第37条 本学開設の授業科目のうち特定分野に関し、研究を行おうとする者があるときは、選考の上研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

第9章 委託生、聴講生等

(委託生及び聴講生)

第38条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を選考して許可することがある。

- 2 本学開設の授業科目の中から聴講することを希望する者があるときは、聴講生として許可することがある。
- 3 委託生及び聴講生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

第39条 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該他の大学等に在学中の者を単位

互換履修生として、本学における授業科目を履修させることができる。

- 2 特定の授業科目のうち1科目又は数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。
- 3 単位互換履修生及び科目等履修生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(外国人留学生)

- 第40条** 第12条に定める入学資格を有する外国人が本学に入学を志願するときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生については別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

- 第41条** 本学に公開講座を設けることがある。

第11章 学生の福利・厚生

(学生の福利・厚生)

- 第42条** 本学に福利・厚生施設を置く。その規則は、別に定める。

第12章 職員組織

(職員組織)

- 第43条** 本学に学長、学部長、大学病院長、図書館長その他の職員を置く。その規則は、別に定める。
- 2 前項に定めるもののほか、本学に副学長、学長補佐を置くことができる。
 - 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 4 副学長及び学長補佐は、学長の統督の下で教育及び研究に関する校務をつかさどる。
 - 5 学部長は、学長の統督の下で学部に関する校務をつかさどる。

- 第44条** 本学に教育及び研究のための教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員等を置く。これらの定員及び資格については、別に定める。

- 第45条** 本学の事務を処理するため、一定数の事務職員を置く。

- 第46条** 本学の教職員を専任兼任に区別し、その勤務規則は、別に定める。

第13章 教授会

(教授会)

第47条 教育研究に関する事項の審議機関として、各学部に教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第14章 附属施設

(附属施設)

第48条 本学に大学図書館、その他の附属施設を設ける。その規則は、別に定める。

第49条 本学に大学病院を設ける。その規則は、別に定める。

第15章 その他の組織

(その他の組織)

第50条 本学に教育研究に必要なその他の組織を設ける。

2 個々の組織の使命・構成等は、別に定める。

第16章 その他

(改 廃)

第51条 この学則の改廃は、各学部の教授会及び法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則 (昭和49年9月30日)

この改正は、昭和50年4月1日から施行する。

ただし、経過措置として第45条の総定員は昭和50年に限り500名、昭和51年度に限り520名、昭和52年度に限り540名、昭和53年度に限り560名、昭和54年度に限り580名とする。

附 則

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。

ただし、昭和51年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日より施行する。

ただし、昭和52年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、昭和58年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、昭和59年4月1日より施行する。

ただし、昭和58年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和59年4月1日より施行する。

ただし、昭和58年度以前より在学する者については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和62年4月1日より施行する。

ただし、昭和61年度以前より在学する者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成元年4月1日より施行する。

ただし、昭和58年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、次の通りとする。

期 間	納入期限	納 入 金 額			計
		授 業 料	実 習 料	施設拡充費	
第 1 期	4月15日	20万円	10万円	20万6千円	50万6千円
第 2 期	9月15日	20万円	10万円	20万6千円	50万6千円
第 3 期	1月15日	20万円	10万円	20万6千円	50万6千円
合 計		60万円	30万円	61万8千円	151万8千円

附 則

この改正は、平成元年10月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正は、平成 3 年 1 0 月 1 日より施行する。

附 則

この改正は、平成 4 年 3 月 1 日より施行する。

附 則

この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 6 年度以前から在学する者については、改正後の第 4 0 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 7 年度以前から在学する者については、改正後の第 4 0 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 8 年度以前から在学する者については、改正後の第 4 0 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 8 年度以前から在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 9 年度以前から在学する者については、改正後の第 3 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 1 0 年度以前から在学する者については、改正後の第 3 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前から在学する者については、改正後の第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前から在学する者については、改正後の第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前から在学する者については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前から在学する者については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前から在学する者については、改正後の第18条、第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前から在学する者については、各学年次の前年度までの履修科目単位について改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度以前から在学する者については各学年次の前年度までの履修科目単位について改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する

附 則

この改正は、平成17年12月13日から施行する

附 則

この改正は、平成18年2月14日から施行する

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この改正は、平成19年2月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、平成19年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前から在学する者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、文部科学大臣の認可（平成21年10月30日）を得て、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成21年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前から在学する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度及び23年度入学生に限る。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成24年度以前から在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、改正後の第21条及び第21条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、第3条第2項の規定にかかわらず、令和2年度から令和3年度までの医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。

附 則

1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、薬学部薬学科の収容定員は令和3年度1,721名、令和4年度1,740名とする。

3 改正後の第4条第1項及び第3項、第6条第2項、第7条第2項、第32条第3項の規定にかかわらず、令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に入転した学生のうち、平成29年度以前の入学生が第4学年次進級時に選択可能な学科として、薬学部薬科学科（4年制）を置く。なお、同学科は大阪薬科大学において学生募集を停止していたことを受け、新規の学生募集は行わず、令和3年度における第4学年次の収容定員を2名、令和4年度以降の収容定員を0名とし、在籍学生がいなくなった時点で廃止するものとし、同学科の取扱いは薬学部規程及び薬科学科規程に定める。

- 4 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部転入学した学生の大阪薬科大学における修業年数及び在学年数については、改正後の第6条第2項及び第7条第2項に規定する修業年限及び在学年限に継承する。
- 5 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部転入学した学生のうち、平成26年度以前の入学生については、改正後の第7条第2項中の「2年」を「3年」に読み替える。
- 6 薬学部規程に定めることとする取扱いのうち、改正後の第3章及び第5章に関する事項の令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部転入学した学生への適用については、薬学部規程細則に大阪薬科大学の入学年度に応じた個別の取扱いを定める。

附 則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

ただし、令和3年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び改正後の第35条にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和4年度から令和10年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和5年度から令和11年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

- 2 この改正の施行に伴い、大阪医科薬科大学医学部特待生（入学時）規程は廃止する。
- 3 この改正は令和5年度以降に入学する者に適用し、令和4年度以前に入学した医学部学生に係る学費については、別表にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

(別表)

(1) 医学部医学科

項目	金額(年額)	備考
入学金	100万円	入学手続時
学費	授業料	188万円
	実習料	34万5千円
	施設拡充費	126万円
	教育充実費	150万円
	100万円	入学年次 2年次以降

(2) 薬学部薬学科

項目	金額(年額)	備考
入学金	40万円	入学手続時
学費	授業料	120万円
	施設・設備費	60万円

(3) 看護学部看護学科

項目	金額(年額)	備考	
入学金	20万円	入学手続時	
学費	授業料	120万円	
	実習料	20万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者及び 助産学実習受講者を除く
		30万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者対象
		50万円	助産学実習受講者対象
	施設拡充費	30万円	

学則の変更の趣旨

1. 学則変更（収容定員変更）の趣旨

附則上に、令和5年度の臨時増員分（2名）を含めた入学定員及び収容定員を規定する。

なお、正規定員を規定している本則は変更しない。

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学医学部は、平成27年度から令和4年度まで、毎年、正規の入学定員110名に加えて、大阪府地域枠生2名を臨時定員として入学させてきた。

この度、8月5日付の文部科学省事務連絡文書において、令和5年度についても臨時定員2名を入学させる要望が認められたことを受けて、学則にその内容を記載する必要があり、学則変更の認可申請を行うものである。

3. 教育課程の概要

6年間の教育課程の概要は下記の通りである。

なお、学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は行わない。

〈第1学年〉

■総合学習

生命科学1（物理学）、生命科学2（化学）、生命科学3（生物学）、生命科学1実習（物理学）、生命科学2実習（化学）、生命科学3実習（生物学）、人間科学、国際言語文化1（英語）、国際言語文化2（独語）、スポーツ健康科学、情報科学、数理科学、生命誌、医学概論、医学心理学・行動科学、コミュニケーション学、セミナー1、セミナー2、医療人マインド、学生研究、

単位互換：大学コンソーシアム(大阪・京都)、医工薬連環科学遠隔講座

■専門教育：基礎コース

人体構造入門コース1（人体発生学）、人体構造入門コース2（細胞組織学）、早期体験実習

〈第2学年〉

■専門教育：基礎コース

人体の構造1（肉眼解剖学）、人体の構造2（組織学）、人体の構造3（神経解剖学）、人体の機能1（分子生物学）、人体の機能2（生理学）、人体の機能3（生化学）、早期体験実習、医学英語、人体の機能2実習（生理学）、人体の機能3実習（生化学）、薬物療法1、病気の成り立ち1、病原体・生体防御1、病原体・生体防御2、専門職連携医療論

〈第3学年〉

■専門教育：PBL チュートリアル

医学入門コース、循環器、腎・尿路、呼吸器、消化器、血液、内分泌・代謝、アレルギー・免疫、運動器、神経、精神、皮膚、医学・医療と社会

■ 専門教育：臨床実習等

基本的臨床技能実習（basic）

■ 講義

病原体・生体防御 3、臨床技能実習（診断学講義）、研究の楽しみ、医学英語

■ 試験

総合試験

〈第 4 学年〉

■ 専門教育：PBL チュートリアル

行動、地域・産業保健、感覚器 1（眼科）、感覚器 2（耳鼻咽喉科）、周産期・女性生殖器、成長・発達、麻酔、救急、リハビリテーション医学、放射線治療学・放射線障害、腫瘍、感染症、加齢・高齢者、死と科学（法医学）

■ 専門教育：臨床実習等

基本的臨床技能実習（basic）

■ 講義

診療の基礎とケア 1、臨床技能実習（診断学講義）、研究の楽しみ、医学英語

■ 試験

共用試験（CBT）、Pre-CC OSCE

〈第 5 学年〉

■ 臨床実習

内科学、神経精神医学、小児科学、放射線医学、臨床検査医学・中央検査部・輸血室・病理学・病理診断科、病院医療情報部、リハビリテーション医学、皮膚科学、麻酔科学、一般・消化器外科学、胸部外科学、脳神経外科学、産婦人科学、整形外科科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、口腔外科学、形成外科学、救急医学、総合医療科

■ 講義：演習

臨床薬理学、法医学演習、診療の基礎とケア 2、臨床病理学演習、医療倫理 SGL、BML 配属

■ 試験

臨床実習履修評価試験

〈第 6 学年〉

■ 臨床実習

選択臨床実習

■ 試験

Post-CC OSCE、総合試験

[添付資料]

- ・ 令和 5 年度 医学部入学定員増員計画

以上

大学名	国公立
大阪医科薬科大学	私立

1. 現在(令和4年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
112	0	0	672

↑
(収容定員計算用)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
(ア)入学定員	112	112	112	112	112	112	672
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	112	112	112	112	112	112	672

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和5年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110	0	0	660

↑
(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	110	110	110	110	110	110	660
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	110	110	110	110	110	110	660
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和5年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
112	0	0	662

↑
(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	112	110	110	110	110	110	662
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	112	110	110	110	110	110	662
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数 2

↑
(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	2
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	0
計	2

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	大阪府	2
大学所在地以外の都道府県		
計		2

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R3地域枠定員 (※1)	R3貸与者数 (※2)	R4地域枠定員 (※1)	R4貸与者数 (※2)	R3とR4の貸与者数のうち多い方の数
大阪府	2	2	2	2	2
					0
					0
					0
					0
計	2	2	2	2	2

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和5年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置

1-1. 地域枠学生の選抜

①令和3年度に実施した地域枠学生(令和4年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
一般選抜(大阪府地域枠)	(iii)一般選抜地域枠(前期・後期)	別枠(区別型)	2	2	個別学力試験、小論文及び面接試験	高等学校等を卒業した者および2022年3月卒業見込みの者で合格時に入学を確約できる者 修学資金の貸与を受け、将来、地域医療等に従事しようとする意志のある者	H27	
合計			2	2				

(※1) 貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和4年度に実施する地域枠学生(令和5年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。

また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
一般選抜(大阪府地域枠)	(iii)一般選抜地域枠(前期・後期)	別枠(区別型)	2	2	個別学力試験、小論文及び面接試験	高等学校等を卒業した者および2023年3月卒業見込みの者で合格時に入学を確約できる者 修学資金の貸与を受け、将来、地域医療等に従事しようとする意志のある者	H27	
合計			2	2				

(※1) 貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和5年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

第6学年時の臨床実習カリキュラムにおいて、大阪府内の複数の病院・診療所で地域医療実習を受けている。本学の地域枠生にとっては、卒業後の地域医療従事に向け、地域医療の現場に触れることができる貴重な機会となっている。学生はこの経験を経て、地域医療を担う自身の将来像を具体的にイメージでき、医師としてのキャリアデザインを描けるようになり、修学へのモチベーションを一層高めている。

(参考:記入例)

1～2年次には、「〇〇」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成27年度より、毎年2名ずつ地域枠による臨時定員増を行い、令和4年度までに計16名の地域枠生を入学させてきた。そのうち4名が卒業し、現在、研修医として地域医療に貢献している。

(参考:記入例)

平成〇年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和4年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
第6学年	アドバンス・CC	全員	必修	必修	実習	19	H21以前

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1~2行程度)	開始年度

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和4年度以前から継続する取組を含む)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
 なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定主体	貸与人数	貸与対象	貸与額 (例:200,000)		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定の有無	(診療科の限定がある場合) その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無(※1)			
大阪府	2	新入生	100,000	7,200,000	次の1から4までを満たした場合、返還が免除されます。 1. 大学卒業後、1年6か月以内に医師免許を取得すること。 (医師国家試験の受験機会は2回) 2. 大学卒業後、キャリア形成プログラム(※1)の対象となること。 3. 大学卒業後、引き続き9年間以上(初期臨床	④その他(備考欄に記入)	○	○	(1) 総合周産期母子医療センターに指定された医療機関又は地域周産期母子医療センターに認定された医療機関における産婦人(産)科及び小児(新生児)科における診療業務	本学より、地域枠入試入学者を大阪府に推薦し、府担当者による面接を実施。

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
 ※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例:在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
説明会	毎年度に2回、大阪府の地域医療担当者による地域枠制度や地域医療の現状についての説明会を実施している。	H27

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

1~2に記入したものの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1~3行程度)
 特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

学生の確保の見通し

1. 直近5年間の入学者数

下表の通り、直近5年間、定員を満たす入学者数を確保できている。

年度	入学定員	入学志願者数	入学者数
平成 30	112	2,944	112
平成 31	112	3,233	112
令和 2	112	3,110	112
令和 3	112	2,876	112
令和 4	112	2,949	112

[添付資料]

- ・2023年度 入学試験概要 ※抜粋

2023年度 入学試験概要



入試種別	総合型選抜 「至誠仁術」入試(専願制)	総合型選抜 「至誠仁術」入試(併願制)	一般選抜 一般選抜(前期・大阪府地域枠※)	一般選抜 一般選抜(後期)	一般選抜 大学入学共通テスト利用選抜	
出願条件	■専願制 現役のみ	■併願制 卒後1年まで				
募集定員	3名	5名	79名(前77名・地2名)	15名	10名	
出願期間	2022年9月26日(月)～ 2022年10月5日(水)	2022年11月14日(月)～ 2022年11月23日(水)	2022年12月12日(月)～ 2023年1月24日(火)	2022年12月12日(月)～ 2023年2月27日(月)	2022年12月12日(月)～ 2023年1月13日(金)	
1次試験	試験日	2023年1月14日(土)・1月15日(日)	2023年2月10日(金)	2023年3月10日(金)	2023年1月14日(土)・1月15日(日)	
	試験場	大学入学共通テスト指定試験場	■大阪 関西大学 千里山キャンパス ■愛知 AP名古屋 ■東京 大手町サンケイプラザ	■大阪 本学 阿武山キャンパス ■愛知 AP名古屋 ■東京 大手町サンケイプラザ	大学入学共通テスト指定試験場	
	試験内容	■書類選考 志望理由書 活動報告書 志願者評価書	■大学入学共通テスト<700点> 【数学】200点 数学Ⅰ・数学A 100点 数学Ⅱ・数学B 100点 【理科】200点 物理、化学、生物の3科目から2科目選択 【外国語】200点 英語※リーディングを160点、リスニングを40点に換算 【国語】100点 国語(近代以降の文章のみ)	■筆記試験<400点> 【数学】100点 数学(数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B) ※数学A(場合の数と確率、整数の性質、図形の性質)、数学B(数列、ベクトル) 【理科】200点 物理(物理基礎、物理)、化学(化学基礎、化学)、生物(生物基礎、生物)の3科目のうち2科目選択 【外国語】100点 英語(コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅲ・英語表現Ⅰ・英語表現Ⅱ)	■筆記試験<400点> 【数学】100点 数学(数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B) ※数学A(場合の数と確率、整数の性質、図形の性質)、数学B(数列、ベクトル) 【理科】200点 物理(物理基礎、物理)、化学(化学基礎、化学)、生物(生物基礎、生物)の3科目のうち2科目選択 【外国語】100点 英語(コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅲ・英語表現Ⅰ・英語表現Ⅱ)	■大学入学共通テスト<700点> 【数学】200点 数学Ⅰ・数学A 100点 数学Ⅱ・数学B 100点 【理科】200点 物理、化学、生物の3科目から2科目選択 【外国語】200点 英語※リーディングを160点、リスニングを40点に換算 【国語】100点 国語(近代以降の文章のみ)
	合格発表	2022年11月2日(水)	2023年2月15日(水)	2023年2月17日(金)	2023年3月15日(水)	2023年2月22日(水)
2次試験	試験日	2022年11月5日(土)・6日(日)	2023年3月12日(日)	2023年2月19日(日)	2023年3月17日(金)	2023年2月28日(火)
	試験場	本学 本部キャンパス	本学 本部キャンパス	本学 本部キャンパス	本学 本部キャンパス	本学 本部キャンパス
	試験内容	小論文・面接	小論文・面接	小論文・面接	小論文・面接	小論文・面接
	合格発表	2022年11月11日(金)	2023年3月15日(水)	2023年2月22日(水)	2023年3月20日(月)	2023年3月1日(水)
入学手続締切	2023年2月24日(金)	2023年3月22日(水)	2023年3月3日(金)	2023年3月27日(月)	2023年3月10日(金)	
入学検定料	32,000円	32,000円	60,000円	60,000円	32,000円	
備考	■学費減免制度対象 ■最終試験 大学入学共通テスト<750点> (国・数②・地公・理②・英RL) 最終試験合格発表 2023年2月15日(水)	■提出書類 活動報告書 志願者評価書	■特待生制度対象 ■繰上合格候補者対象者 2次試験日:2023年3月2日(木)			

※認可申請予定
・内容は今後変更となることがあります。必ず入学試験要項にて詳細をご確認ください。
・全日程出願期間は締切当日消印有効(郵送に限る)

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	サノ コウイチ 佐野 浩一 <令和3年4月>		博士 (医学)		大阪医科薬科大学学長 (令和3年4月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。